

○飯島町雨水貯留設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健全な水循環系の再生と水資源の有効利用を図るため、雨水貯留設備を設置する者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯島町補助金等交付規則(昭和36年6月21日規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留設備 雨樋等に接続して雨水を100リットル以上貯留するための構造を備えた設備で、架台等に固定して設置されるものをいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に存する建築物を所有し、又は所有する者の同意を得て使用している者で、当該建築物において雨水貯留設備を設置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金を交付しない。

- (1) 既に設置されている雨水貯留設備を改造し、又は修理するもの
- (2) 移転補償等に伴う機能回復により設置するもの
- (3) 町税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納している者
- (4) 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例(平成24年飯島町条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団等、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する反社会的勢力に該当する者
- (5) その他町長が補助金の交付を不相当と認めた者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、雨水貯留設備を設置するのに要する購入費及び工事費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、25,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、飯島町雨水貯留設備設置補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図及び配置図
- (2) 雨水貯留設備の容量その他の仕様が明示されている書類
- (3) 雨水貯留設備を設置した状況の写真

(4) 領収書の写し及び補助対象経費が分かる内訳書

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、飯島町雨水貯留設備設置補助金交付決定通知書（確定通知書）（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の交付決定を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、飯島町雨水貯留設備設置補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、第7条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備の設置を行った後、当該設備の存続させなければならない期間は7年とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

飯島町雨水貯留設備設置補助金交付申請書（兼事業実績報告書）

年 月 日

（宛先）飯島町長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

飯島町雨水貯留設備設置補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、この補助金の審査のために、申請者が納付すべき町税及び分担金、使用料その他の歳入の納付状況を事務担当職員が確認することに同意します。

1 申請の内容

設置場所	飯島町	番地
建築物の所有者		
雨水貯留設備の容量		リットル
補助対象経費		円
補助金交付申請額		円
施工（購入）業者	所在地 名称	電話
設置日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図及び配置図 <input type="checkbox"/> 雨水貯留設備の容量その他の仕様が明示されている書類 <input type="checkbox"/> 雨水貯留設備を設置した状況の写真 <input type="checkbox"/> 領収書の写し及び補助対象経費が分かる内訳書 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類	

様式第2号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

飯島町長

印

飯島町雨水貯留設備設置補助金交付決定通知書（確定通知書）

年 月 日付けで申請のあった飯島町雨水貯留設備設置補助金について、次のとおり決定しましたので、飯島町雨水貯留設備設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

飯島町雨水貯留設備設置補助金交付決定額（確定額）

金 _____ 円

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

飯島町雨水貯留設備設置補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）飯島町長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で確定のあった飯島町雨水貯留設備設置補助金を、
次のとおり請求します。

補助金請求額											円	
振込先口座	金融機関名	銀行・信用金庫・農協										
	支店名	支店・支所										
	口座番号 <small>ゆうちょ銀行</small>						種類	普通・当座				
	ゆうちょ銀行						の					
	フリガナ											
	口座名義人											